

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	40	担当課	健康増進課
法令名	栄養士法	根拠条項	5 - 1	不利益処分の種類	栄養士免許の取消、名称使用停止	
<p>〔免許の欠格条項〕</p> <p>第三条 次の各号のいずれかに該当する者には、栄養士又は管理栄養士の免許を与えないことがある。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 罰金以上の刑に処せられた者</li><li>二 前号に該当する者を除くほか、第一条に規定する業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者</li></ul> <p>〔免許の取消し等〕</p> <p>第五条 栄養士が第三条各号のいずれかに該当するに至つたときは、都道府県知事は、当該栄養士に対する免許を取り消し、又は一年以内の期間を定めて栄養士の名称の使用の停止を命ずることができる。</p> <p>第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 第五条第一項の規定により栄養士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、栄養士の名称を使用して第一条第一項に規定する業務を行つたもの</li><li>三 第六条第一項の規定に違反して、栄養士又はこれに類似する名称を用いて第一条第一項に規定する業務を行つた者</li></ul> <p>栄養士法施行規則</p> <p>〔免許証の返納等〕</p> <p>第五条</p> <p>†B 3 栄養士は、法第五条の規定による免許の取消し処分を受けたときは、五日以内に、免許証を免許を与えた都道府県知事に返納しなければならない。</p>						